

令和 7 年度
東京都被災宅地危険度判定士養成講習会
東京都説明資料

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

配布資料

- 受講に先立ち、事前にお送りしたメールから講習資料のダウンロードをお願いします。

本日の講義に対する質問について

- Slidoを用いて質問を受け付けます。
- 質問は講習中、いつでも可能です。
- 回答に正確を期すため、後日、回答します。
- 本日は、よくある質疑応答を紹介します。



はじめに

今日はなぜ受講されましたか？
自由に入力してください。

(例)

- ・ 社会貢献
- ・ 勉強のため
- ・ 組織の方針
- ・ 言われたから
- ・ なんとなく

被災宅地危険度判定士の登録証

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

被災宅地危険度判定士

●登録番号

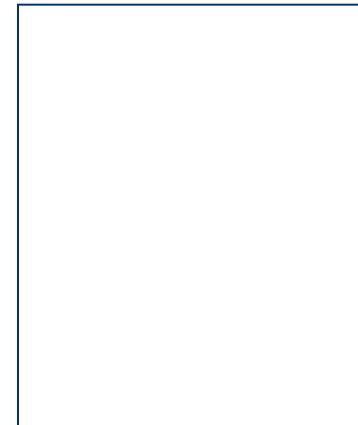
登 錄 証

- 氏名
- 所属

上記の者は被災宅地危険度判定士
として登録されていることを証する。

- 2031 年 3月31日まで有効
- 2026年 月 日交付

東京都知事 小池 百合子 印



勤務先

- 官公庁の方は、
⇒ 東京都○○○○
※ 活動先で他自治体と誤認されにくく
「東京都」を記載しております
- 官公庁以外の方は、
⇒ 社名
⇒ 技術士などの資格

お願い

- 登録証は、後日事務局より送付いたします。
- 登録証を受け取られた際には、登録証の内容に誤りがないかご確認ください。
- もし、登録証の内容に誤りがあった場合は、事務局までご連絡ください。

被災宅地危険度判定制度



出典：国交省資料

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定（判定）とは、

- ・ 現地踏査により、**宅地の被災状況を調査**し、変状項目ごとの配点から**危険度を分類**することです。
- ・ 区市町村長は判定の結果を当該宅地に表示する等の必要な措置を講じます。

被災宅地危険度判定士（宅地判定士）とは、

- ・ 知事の**認定**をうけ、被災地において、地元区市町村長又は都道府県の要請により判定を行う土木、建築等の技術者です。
- ・ 東京都知事の認定登録を受けた判定士の登録者数は、本日時点で2,098名です。

制度の発足

- 平成 7 年 1 月に発生した兵庫県南部地震が契機
- 兵庫県、地元市町村が調査したが、被害が大きく対応 が困難
→住都公団、建設会社が協力
- 被災宅地危険度判定制度創設へ



兵庫南部地震（阪神淡路大震災）における被災状況

被災宅地危険度判定地域連絡協議会

- 平成9年5月に全国の都道府県・政令指定都市レベルの「被災宅地危険度判定連絡協議会」が発足
- 第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

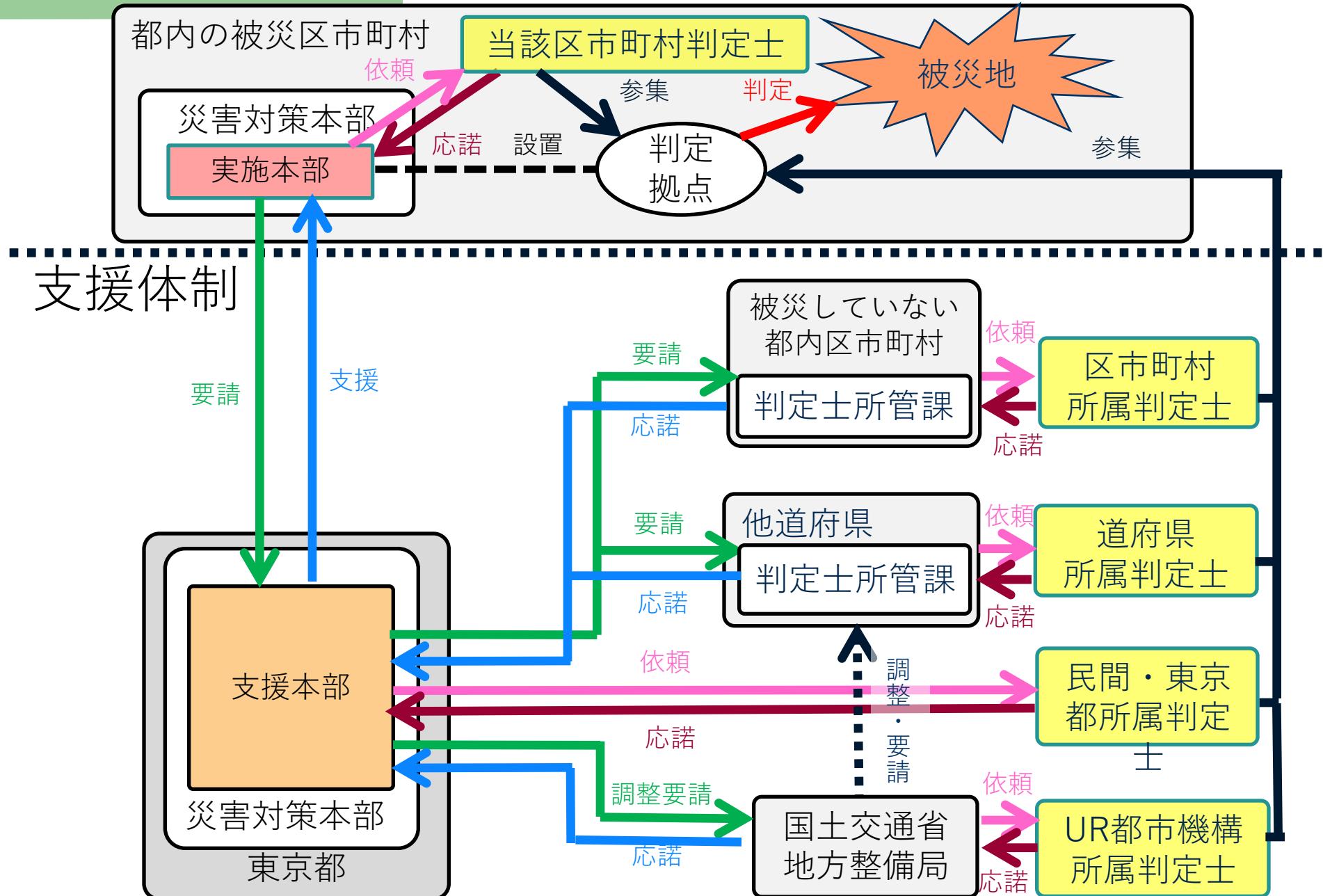


○東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

平成13年11月9日 発足

東京都内の全ての区市町村及び都で構成

実施体制



過去に発生した主な地震

() : 最大震度 写真はH28 熊本地震

- H16.10 新潟県中越地震 (7)
⋮
⋮
H19.03 能登半島地震 (6強)
H19.07 新潟県中越沖地震 (6強)
H23.03 東北地方太平洋沖地震 (7)
H26.11 長野県北部地震 (6弱)
H28.04 熊本地震 (7)
H30.06 大阪府北部地震 (6弱)
H30.09 北海道胆振東部地震 (7)
R01.06 山形県沖地震 (6強)
R06.01 能登半島地震 (7)



赤字 : 都認定の判定士が活動

どのような時

災害対策本部が設置される
規模の**地震**又は**降雨**等の災害



どのような場合

宅地が大規模かつ広範囲に
被災した場合

- 震度6弱以上で実施本部を設置
- 特に必要と認められる場合
は判定を行わず「災害対策基本法」の規定を適用
(高齢者等避難・避難指示・警戒区域の発令等)



制度の目的は

二次災害を軽減、防止し
住民の安全の確保を図る。

(判定結果は幅広く多岐に活用)

過去の事例では、罹災証明の基礎資料・避難所
から帰宅を促す・助成制度創設に活用



何を対象に

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち

- ① 住居である建築物の敷地
- ② 危険度判定実施本部長が必要と認める建築物等の敷地
- ③ これらの敷地に被害を及ぼすおそれのある土地



だれが実施するのか

宅地の被害に関する情報に基づき、
被災した区市町村長が、実施する。



どのように行うのか

- ① 知事は、被災した区市町村が判定実施の決定を受け、危険度判定活動を支援する。
- ② 知事は、必要に応じて、他の道府県に宅地判定士の派遣等を要請し、国土交通省に対し、調整を要請する。
- ③ 国、他の道府県からの要請を受けた知事は、都の宅地判定士を派遣し、支援する。

判定作業

- ・ 作業はマニュアルに基づき、迅速かつ的確に行う。
- ・ 判定結果は、宅地ごとに調査票に記入する。
- ・ 判定終了後は、宅地の見えやすいところに判定ステッカーを、判定理由を明記して表示する。

判定結果の表示（ステッカー）



「危険」
この宅地に立ち入ることは危険です。



「要注意」
この宅地に入る場合は十分に注意してください。



「調査済」
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

判定結果の表示（ステッカーの変更）



万が一の場合・・・ 宅地判定士の災害補償

- 第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

おわりに

これから被災宅地危険度判定士として活動要請があった場合に、
協力頂けますか？

- 率先して協力する
- 可能な範囲で協力する
- 協力したいと思う
- わからない

ありがとうございました

このあと5分ほど休憩です

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会 事務局

(東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課)